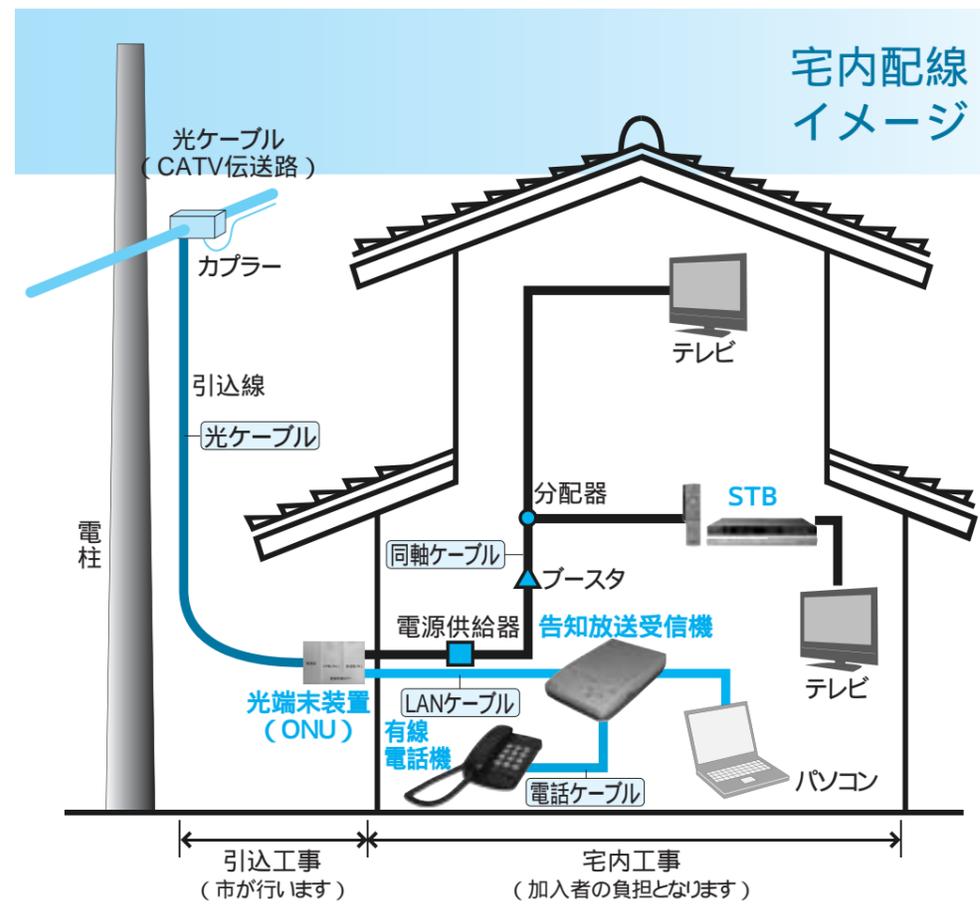


東条地域のケーブルテレビ

加入申し込み受付開始!

宅内配線イメージ



東条地域ケーブルテレビ加入金額

申込時期	加入金
平成19年12月31日まで	無料
平成20年1月1日から 平成20年3月31日まで	20,000円
平成20年4月1日以降	50,000円

加入申し込み時期によって、金額が異なります。お早めにお申し込みください。

月額料金

東条地域ケーブルテレビ月額料金

基本サービス	1,800円
有料放送1 (CSパック)	1,000円
有料放送2 (グリーンチャンネルレーシングネット)	1,260円
有料放送3 (スターチャンネル)	1,890円
インターネット接続	2,000円

料金は平成20年4月分から必要となります。この料金に、NHKの受信料は含まれていません。各自でNHKに直接お支払いください。有料放送などの詳しいサービス内容は、広報といっしょにお配りしたパンフレットの4ページをご覧ください。

基本サービスの内容

宅内工事業者による家庭用端末機やテレビの設定が完了すると、次のような基本サービスを視聴・利用することができます。

- 自主放送
 - 学校や地域の出来事をお知らせするオリジナル制作番組を視聴できます。
 - 文字放送
 - 二十四時間、さまざまな文字情報を見ることが出来ます。
 - リクエスト放送
 - もう一度見たい自主放送番組をリクエストして視聴することができます。
 - 有線電話通話
 - 有線電話機を使用すると、加入者同士で通話ができます。(無料)
 - 告知放送
 - 緊急放送や学校、地区ごとのグループ放送を聴くことができます。
 - 地上デジタル・アナログ放送
 - 地上デジタル放送、アナログ放送を視聴できます。デジタル放送はアナログテレビでもSTBを接続すれば視聴できます。
 - B Sデジタル放送
 - 衛星放送をデジタル高画質、高音質で視聴できます。(NHKの放送受信契約は、直接契約になります。)
 - その他のチャンネル
 - 放送大学・お天気チャンネル・グリーンチャンネルアグリネットを視聴

申し込みはお早めにご

市では、七月から東条地域へのケーブル敷設工事に着手し、順次整備を進めています。八月から、東条地域にお住まいの方々のケーブルテレビ加入申し込みの受付を開始します。お配りした加入申込書により、お早めにお申し込みください。

申し込みから利用開始まで

お住まいの地区の区長さんを通じて加入申込書を配布します。加入申込書に必要事項を記入のうえ、地区ごとに指定された日までに区長さんへお渡しく下さい。

加入申込書を提出された世帯には、光端末装置(ONU)を建物の軒先に取り付けます。

取り付けにあたっては、市が委託した工事業者が取付予定場所をシールで明示しますので、不都合がある場合はご連絡ください。

お近くの電柱から軒先まで、市が光ケーブルの引込工事を行います。

市の引込工事が終わりましたら、宅内工事を宅内工事業者(市の認定を受けた電気工事店)に依頼してください。

宅内工事や端末機の設置調整費用は加入者の負担となります。

市からお貸しする家庭用端末機

宅内工事業者により次のような家庭用端末機が設置されます。

- FM放送
- 四つのチャンネルのFM放送を聴くことができます。



▲STB(セット・トップ・ボックス) デジタル放送を視聴するためのケーブルテレビ局専用のチューナーです。



有線電話機 加入者同士で通話できる電話機です。

告知放送受信機 緊急放送などを受信する機器です。また、インターネットを利用する場合には、この機器にパソコンを接続します。

加東市ケーブルテレビ施設(東条地域)の宅内工事技術者講習会の開催について

日時 8月29日(水) 9:00~

場所 社公民館(多目的研修館) 研修室

対象者 電気工事士の資格を有する方で、東条地域においてケーブルテレビ宅内工事を施工する意思のある方

申込方法 8月20日(月)までに、所定の申込用紙で地域情報センターにお申し込みください。(郵送、FAX可)

注意事項

- 受講された方には受講済証を交付します。
- 宅内工事業者の指定を受けるためには、受講済証の写しなどを添えて、宅内工事業者指定願を提出していただきます。
- 宅内工事には、デジタルのレベルメーターが必要です。

申し込み・問い合わせ 〒673-1493 加東市木梨1134-60 企画部地域情報センター
☎42-8330 FAX42-9707

インターネットの利用、有料放送の視聴など有料付加サービスの申し込みは後日お知らせします。アパート等の集合住宅での加入については、まず集合住宅所有者の加入申し込みが必要です。集合住宅入居者で加入を希望される場合は、地域情報センターへお問い合わせください。

問い合わせ
企画部地域情報センター
☎42-8330

宅内工事業者に宅内工事を発注されると、市から家庭用端末機(STB、告知放送受信機、有線電話機)を宅内工事業者に渡します。端末機器の設置やテレビとの接続調整は宅内工事業者が行います。

家庭用端末機やテレビの設定が完了すると、ケーブルテレビの基本サービス(テレビの視聴や加入者間の電話の通話)を利用できるようになります。